２０１６年４月１８日発行

村尾光子の
下野市議会報告（第42号）

しもつけ



連絡先：栃木県下野市祇園５-11-3
TEL&FAX ：0285-44-5418
E-mail ： muraomit@mb.infoweb.ne.jp

平成28年第1回定例会(2月23日～3月15日)の報告です。

《審議事項》
○諮問（人権擁護委員候補者の推薦：秋山和子氏）
○同意（2件、教育委員会委員：三橋明美氏、公平委員会委員：小菅拓郎氏）
○専決処分の報告（損害賠償額報告）
○H27年度会計補正予算(7会計)
○H28年度予算（(10会計)
○条例制定 (9件)
・だれもが輝く男女共同参画社会づくり条例 ・新庁舎移転に伴う関係条例の整理条例 ・市庁舎会議室等使用に関する条例 ・行政不服審査法施行に伴う関係条例の整備条例 ・職員の退職管理条例 ・職員の降給条例 ・工場立地法に基づく緑地等に関する準則を定める条例 ・都市計画区域再編に伴う関係条例整理条例 ・行政不服審査会条例
○条例改正(16件)
・消費生活センター条例 ・工場誘致条例 ・行政改革推進委員会条例 ・職員給与、企業職員給与条例 ・市長等給与等条例 ・議員報酬等条例 ・人事行政の運営等公表条例 ・国保税条例 ・児童館条例 ・指定地域密着型サービス、介護予防サービス事業の基準条例 ・敬老祝金条例 ・非常勤特別職の報酬条例 ・史跡公園等展示施設条例 ・固定資産評価審査委員会条例
○その他(3件)
・定住自立圏形成協定締結 ・第二次総合計画基本構想及び前期基本計画 ・市道路線認定
○追加議案（2件、H27一般会計・下水道事業会計補正予算）

■一般質問：9議員が質しました。

平成28年第2回定例会は6月1日(水)開会予定

今年の桜は瞬く間に散ってしまった気がしますが、通りすがりの家々の花々に心が和みます。
下野市が発足して10年、合併特例期間が終了し新たな段階を迎えます。自治は成熟できるでしょうか？

第1回定例会は予算議会、加えて、新庁舎開庁に伴う休日の会議室等使用料を規定した条例はじめ、条例の制定・改正・廃止が28件もあり、盛りだくさんな議会でした。
国民健康保険税限度額を85万円に引上げ、敬老祝金を一律5千円に等々、市民生活に密着した事項について、編集の不手際のため詳しく報告できませんでした。
弁解がましいですが、この2年間は「下野市議会だより」の編集委員も務め、議会閉会後の1か月程は書く作業が重なり辛いものがありました。再学習の機会でもありましたが、今回で議会だより編集委員の任期は終わり、間もなくほっとできます。

この報告は今後も審議結果だけではなく、審議過程での議論や自らの考え、懸案事項についてもお伝えできるよう、紙面作りに工夫して参ります。引き続きお読みいただけますように。

議会報告と意見交換会

5月1日(日)13:30～15:30
グリーンタウン・ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ 研修室
報告：村尾光子



どなたでもお気軽にお出かけください

■だれもが輝く男女共同参画社会づくり条例を制定

男女共同参画社会基本法(H11 年制定)により、地方公共団体は国に準じた施策を講じることが求められている。下野市も男女共同参画に関する基本理念を示した条例を制定した。

【条例のポイント】

7つの基本理念	①男女の人権の尊重 ②社会における制限又は慣行についての配慮 ③政策等の立案及び決定への共同参画 ④家庭生活における活動と他の活動の両立 ⑤男女の生涯にわたる健康の確保 ⑥国際的協調 ⑦性同一性障がい等に対する配慮
責 務	市民、事業者、市民団体等と市とがそれぞれの役割を果たしつつ、連携・協力して取り組んでいく。
基本的施策	男女共同参画を総合的・計画的に推進するため男女共同参画基本計画を策定し、広報活動、学習活動支援、情報の収集及び調査研究等の体制整備を図る。毎年、推進施策の実施状況等を公表する。
苦情・相談への対応	市民、事業者、市民団体等は、市長に対し男女共同参画に係る①人権侵害に関すること、②推進施策に関することの苦情・相談を申し出ることができる。市長はこれらの申し出を受けたときには適切な措置を講ずるよう努める。

同時期に、議決事項ではありませんが
第二次下野市男女共同参画プランも策定
計画期間:平成 28 ～ 32 年度、取組指標となる数値目標を設定しました。(概要は広報しもつけ 4 月号をご覧ください)

□地方公務員法の一部改正に伴い関係条例を制定

【条例制定の根拠となる地方公務員法の改正点】

1. 能力及び実績に基づく人事管理の徹底
(1)能力本位の任用制度の確立
(2)人事評価制度の導入、 (3)分限事由の明確化
(4)その他(給与条例で「等級別基準職務表」を定め、等級別に職名ごとの職員数を公表)

2. 退職管理の適正化
(1)元職員による働きかけの禁止
(2)退職管理の適正を確保するための措置
(3)再就職情報の届け出
(4)その他(規制違反に対する公平委員会等の監視体制整備、罰則規定)

《勤務評定と人事評価の違い》
◯勤務評定:「評価項目が明示されない」、「上司からの一方的な評価で結果を知らされない」、「人事管理に十分活用されない」などの問題点が指摘
◯人事評価:能力・業績の両面から評価、評価基準の明示や自己申告、面談、評価結果の開示などの仕組みにより客観性等を確保し、人材育成にも活用

― 総務省 HP から ―

■職員の降給に関する条例

【概要】

1，降給の種類 職員の意に反して、**①降格**(職務級を給料表の下位に変更)、**②降号**(号給を同一職務級の下位の号給に変更)すること。

2. 降格の事由
(1)次に該当する時:①降任された場合(地公法第 28 条該当)、②人事評価が最下位段階である場合(措置を行った結果、改善が見られず職級遂行が困難)、③心身の故障、④適格性を欠く場合
(2)職制・定数の改廃、予算の減少により職員の属する職務の職の数に不足が生じた場合

3. 降号の事由 ①人事評価が最下位段階である場合(措置を行った結果、改善されない場合)

4. 通知書の交付 降給は書面交付による。

人を評価するのは大変難しい。評価は人格評価であってはならない。あくまでも取り組み姿勢や理解力、実行力の成果つまり業績であるはず。私は、以前から人事評価はすべきと訴えてきた。努力している職員はプラス評価とし勤勉手当を手厚くすべきと考える。今回は、人事評価が最下位段階の場合、「任命権者等が定める措置を行ったにもかかわらず改善されない場合」は給料が下がる。 期末手当の勤勉手当はどう機能するのだろうか、疑問が残る。

■職員の退職管理に関する条例

【概要】

1. **再就職者による依頼等の規制:** 離職後、営利企業等に再就職した職員の、市職員に対して、契約等事務で離職前の職務に属するもの等に関しての働きかけを禁止
2. **任命権者への届出:** 管理職等に就いていた職員が、営利企業等に再就職した場合は、2 年以内に届け出る。

※罰則規定は盛り込まなかった。(地公法の罰則規定はある)

■人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正

【改正点】

1. **前記 2 つの条例制定により、公表すべき事項を整理・追加し、職員の下記に掲げる状況とした。**(下線部分は追加)
(1)任免及び職員数 (2)人事評価 (3)給与、勤務時間その他の勤務条件 (4)休業 (5)分限処分・懲戒処分 (6)服務 (7)退職管理 (8)研修の評定 (9)福祉・利益の保護 (10)その他市長が必要と認める事項
2. **公平委員会は、毎年 6 月末までに、市長に対し下記に関する前年度の業務状況を報告しなければならない。**
(1)給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置要求の状況
(2)不利益処分に関する審査請求の状況
(3)職員からの苦情の処理状況
3. **市長は、任命権者からの報告を受けたときには、毎年 8 月末までに報告をとりまとめ、概要を公表しなければならない。**

■行政不服審査会条例を制定

行政不服審査法に基づき、不服申し立てに係る事件ごとに、行政不服審査会を付属機関として置く。委員は 3 人。
また、別に、関連する情報公開条例など 5 条例を改正した。

■H28年度　一般会計当初予算額は240億8000万円（新庁舎建設完了、前年度比 12.1 ％の減少）

《市長施政方針》

H28 年度は第二次下野市総合計画「ともに築き 未来へつなぐ幸せ実感都市」の初年度、「下野市地方創生・重点プロジェクト推進予算」として編成した。

総合計画の将来像　①市民の幸福感が高まるまちづくり
②人や企業に選ばれるまち

土地利用方針 ： JR3 駅を中心とした「生活居住拠点」、自治医科大学とその周辺の「高度医療集積拠点」、新庁舎が立地する自治医大駅周辺を「都市核」と位置付け、ヒト・モノの交流を充実させるため、国道 4 号、新 4 号国道、国道 352 号線等を「広域連携軸」と位置付けた。

《しもつけ重点プロジェクト》

（総合計画前期基本計画で重点的・戦略的に取り組む施策）

①「**人いきいきプロジェクト**」市民の幸せを高める幸せ実感都市の実現
②「**街いきいきプロジェクト**」人・自然・文化を活かした交流するまちの実現
③「**暮らしいきいきプロジェクト**」市民と市が協働で達成するまちの実現

《基本目標》　将来像実現のため 6 つの目標を掲げた。

目標 1 : 大切な命を育み、健康で笑顔あふれるまちづくり
目標 2 : 文化を育み、心豊かな人を育て未来につなぐまちづくり
目標 3 : 豊かな自然と人に優しい環境が共生した安全・安心なまちづくり
目標 4 : 地域資源を活かし、産業・地域が躍進するまちづくり
目標 5 : 快適でうるおいのある環境で新たな人の流れをつくるまちづくり
目標 6 : 市民が主役の市民と行政が協働するまちづくり

《下野市まち・ひと・しごと総合戦略標》 目標「雇用の創出」、「東京圏からの人の流れをつくる」、「若い世代の希望をかなえる」、「安心で幸せを実感できるまちづくり」の実現を目指す。

《合併特例債起債活用事業：起債額》

①きらら館改修事業　2 億 0100 万円
②石橋地区都市農村交流施設建設事業　2 億 9770 万円
③三王山地区公園整備事業　1 億 7580 万円
④市道整備・大規模修繕事業　2 億 9750 万円
⑤中学校施設空調設備設置事業 2 億 6040 万円
⑥大松山運動公園拡張整備事業 2 億 1900 万円
⑦国分寺聖武館改修事業　1 億 6630 万円
⑧南河内体育センター改修事業　7550 万円
⑨仁良川地区道路公園整備等　1 億 0840 万円
国分寺東小学童保育室整備、グリム保育園空調改修、武名瀬川地区幹線農道整備、駅周辺トイレ整備、、橋梁長寿命化修繕、古山小旧給食室・プール改修、石橋北小給食室改修、消防ポンプ車購入、消防器具置場建設、国分尼寺跡整備等

総　　額　　21億5950万円

臨時財政対策債：地方交付税財源不足のため、不足分の半分は自治体が立替借金して賄うもの。国が返済する約束。借入れの有無に拘わらず元利償還金全額が基準財政需要額に算入されている。だが、H28地方財政計画では、臨時財政対策債発行額のうち、折半分2747億円、何と元利償還分が3兆5133億円。返済分も自治体が借金、変ね!

《主な歳入》　（予算額:万円）（構成比）（対前年比）

		（予算額:万円）	（構成比）	（対前年比）	
自主財源	**市税**	92 億 6500	38.5 %	2.1 %	市民税 43 億 9300(個人 38 億 6400 、法人 5 億 2900)、固定資産税 38 億 8100 、軽自動車税 1 億 2000 、市たばこ税 4 億、都市計画税 4 億 7100
	分担金・負担金	2 億 1578	0.9	△ 6.0	保育料 1 億 5546 、学童保育負担金 3888
	使用料・手数料	2 億 2563	0.9	0.5	道の駅 4538 、ふれあい館(レストラン等) 39 、きらら館(トレ機器含む) 786 、ゆうゆう館 3939 、駐輪場 3138 市営墓地 867 、
	財産収入	7278	0.3	4.0	基金利子 4864 、光ファイバー貸付料 648 、自販機設置 319
	繰入金	9 億 9644	4.1	10.3	基金繰入金(財・調 3 億 3 千、減債 4 億、庁舎等整備 2 億 2 千)
	繰越金	5 億 0000	2.1	0.0	前年度繰越金
	諸収入	5 億 8273	2.4	△ 3.6	中小企業制度融資預託金回収金 5 億
	小　計	118億5848	49. 2	2.2	構成比は上がり、額は前年度より 2 億 5456 万円の増
依存財源	**地方譲与税**	2 億 2300	0.9	△ 3.0	地方揮発油譲与税 6300 、自動車重量譲与税 1 億 6000
	地方消費税交付金	9 億 0000	3.7	16.9	社会保障財源交付金 3 億、 } 地方財政計画により積算
	自動車取得税交付金	4000	0.2	0.0	
	地方特例交付金	3000	0.1	0.0	
	地方交付金	30 億 0000	12.5	△ 3.2	普通交付税 27 億、特別交付税 3 億
	国庫支出金	28 億 6622	11.9	1.6	障がい者自立支援給付費負担金 3 億 7426 、生活困窮者自立支援事業負担金 1085 、子どもための教育・保育給付負担金 4 億 3184 、児童手当負担金 7 億 0970 、生活保護費負担金 5 億 0200 、子ども・子育て支援交付金 5188 、保育所等整備交付金 1 億 0501 、農山漁村振興交付金 7000 、道路橋梁費補助金 1 億 9480 、公園整備補助金 1 億 1186 、
	県支出金	18 億 4299	7.7	19.4	障がい者自立支援給付費負担金 1 億 8713 、児童手当負担金 1 億 5555 、こども医療費補助 6393 、社会福祉施設等施設整備 2 億 9420 、新規就農総合支援事業補助金 2625 、
	市債	31 億 9570	13.3	△ 55.3	臨時財政対策債 10 億、合併特例債 21 億 5950
	小　計	122億2151	50. 8	△ 22.5	
	合計	240 億 8000	100.0	△ 12.1	前年度当初予算 273 億 8000 万円

《主な大型事業・新規事業》～ 総合計画基本構想の施策大綱にそって ～

（1万円未満は切り捨て）

（新）：H28年度新規事業

目標1 ： 大切な命を育み、健康で笑顔あふれるまちづくり

○こども医療費助成事業：2億3313万円
　中学校修了前のこどもの医療費助成、所得制限なし
　県内医療機関　現物給付、県外医療機関　償還払い
○児童手当：10億2126万円
○生活保護費：6億8263万円
○障がい者自立支援事業：7億4533万円
○がん対策事業：1億1003万円



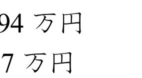
○きらら館改修事業：2億2587万円
　トレーニング室拡大・機器増設、
　大広間→多目的室、事務室→こばと園関連施設、
　浴室脱衣室→シャワー室・ロッカー室
（新）健康しもつけ21プラン（H30年度～）策定事業：159万円
（新）子育て世帯外出支援事業：31万円
　自動車等で外出困難な未就学児を養育している世帯にデマンドバス利用券を交付、1世帯10枚/年
（新）声かけふれあい収集事業：121万円
　高齢や障がい等によりごみ出しが困難な人に対して、見守りをかねて、週1回家庭ごみを回収する。

目標2 ： 文化を育み、心豊かな人を育て未来につなぐまちづくり

○中学校施設空調設備設置事業：2億7447万円
○大松山運動公園拡張整備事業：2億6588万円
○体育施設等改修事業：2億6657万円
　国分寺聖武館・南河内体育センター改修
（新）小中一貫教育推進事業：14万円
　南河内中学校区小中一貫教育推進協議会を開催
（新）古山小・国分寺中プール改修事業：7197万円
　古山小プール改修　6942万円、国分寺中プール改修設計　256万円
（新）南河内公民館改修事業：1136万円
　空調・防水工事設計委託、案内標識設置
（新）国分寺B＆G海洋センター改修設計業務：885万円
（新）南河内東体育館改修設計業務：540万円

《地方創生事業》 ― 14事業、総額9591万円 ―

◇小中一貫教育推進事業：14万円
◇しもつけ・未来・プロモーション事業（東京圏でPR）：1471万円
◇地域連携事業：242万円
　（ツール・ド・とちぎ事業、合同婚活プロジェクト）



◇雇用創出基盤整備事業（工業用地創出）：294万円
◇観光プロモーション事業（モニターツアー）：257万円
◇定住希望者住宅取得支援（家庭菜園整備）：130万円
◇地元農畜産物普及事業　◇企業立地奨励金
◇プレミアム商品券発行・空き店舗対策事業補助
◇下野ブランド推進事業　◇農用地集積確保事業
◇スマートIC設置検討業務　◇総合戦略推進事業

目標3 ： 豊かな自然と人に優しい環境が共生した安全・安心なまちづくり

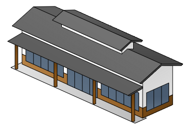
○三王山地区公園整備事業：2億5562万円
　事業費　7億9700万円、整備期間　H25～29年度
○石橋地区消防組合負担金：8億0907万円
○消防団運営費：5428万円



○消防施設整備・ポンプ車購入費：8260万円
（新）公園施設長寿命化事業（予備調査）：2200万円
（新）公共施設防犯カメラ整備事業（3公園）：583万円

目標4 ： 地域資源を活かし、産業・地域が躍進するまちづくり

○石橋地区都市農村交流施設建設事業：4億0962万円
○新規就農総合支援事業：2625万円



○農業基盤整備促進事業：1億6679万円
　農道整備負担金、土地改良事業補助金
○多面的機能支払事業：7091万円
　農業環境や自然環境の保全を目的に、地域が一体となって農村資源を守る取組に対して支援する。
○中小企業制度融資事業：5億0170万円
　他に融資促進事業（利子補給など）：1537万円
○観光振興・観光協会育成・ブランド推進等：5965万円
（新）地元農畜産物普及事業：586万円
（新）企業立地奨励金：5000万円

目標5 ： 快適でうるおいのある環境で新たな人の流れをつくるまちづくり

○土地区画整理事業特別会計繰出金：6億1219万円
○市道整備・維持管理事業：7億3583万円
○公共下水道事業特別会計繰出金：5億2801万円
（新）自治医大駅東口バリアフリー化調査設計業務：425万円
（新）スマートIC設置検討業務：4.7万円

目標6 ： 市民が主役の市民と行政が協働するまちづくり



○自治基本条例推進事業：58万円
○男女共同参画推進事業：301万円
　第二次男女共同参画推進プランに基づき推進、「男女共同参画都市宣言」の実施
○コミュニティセンター管理運営・指定管理：2475万円
○市民活動支援事業：353万円
○公共施設マネジメント基本方針等策定事業：976万円
　市有全公共施設等を対象として統廃合・改修、長寿命化など総合的・計画的な管理計画を策定する。用途別方針（案）作成、パブリック・コメント実施
（新）市歌普及事業（駅発車ベル制作委託等）：30万円



村尾光子の 一般質問



本会議や委員会での執行部発言は「公約」でしょう。実現しているか、どのように進んでいるか、或いは実現不可能なのか、時には確認が必要と痛感。

妊娠・出産包括支援事業への取り組みを

人口減少時代を迎え、『消滅自治体』が取り沙汰される昨今、自治体間の子育て支援施策の競争が激化しつつある。給付事業では財政が豊かな自治体には敵わないが、安心して子どもを産み育てられる環境を整えることが大事。育児不安を取り除き、切れ目のない支援につなげるワンストップ相談機関の開設を求めた。

厚生労働省が推進している、妊娠から就学までを切れ目なく支援する妊娠･出産包括支援事業(日本版ネウボラ事業)に取り組まれたい。

【広瀬市長】H27 年度から新たな子ども･子育て支援制度が始まった。これは全ての子育て家庭を支援する仕組みで、地域子ども･子育て支援事業も充実させた。

国は H26 年度に妊娠･出産包括支援モデル事業を実施した。その後、国のまち･ひと･しごと総合戦略に位置付けられ、子育て世代包括支援センターとして H27 年度から本格的に実施する。これまでの利用者支援事業に新たに母子保健型として創設され、地域の実情を踏まえながら H32 年度までに全国展開を目指している。

利用者支援事業･母子保健型は、保健師･助産師等の専門職が全ての妊産婦等の状況を継続的に把握し、必要に応じて関係機関と協力して支援プランを策定し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うために、ワンストップで総合的な相談支援を提供する拠点として子育て世代包括支援センターを整備するものである。

現在、**本市では**妊娠届けの際に、全ての妊婦と保健師･助産師が面接を行い、本人と夫の健康問題、経済的な問題、産後･子育て期の支援などについて聞き取りを行い、出産後の支援を行う態勢となっている。出生後は、生後 4 か月までに助産師が全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供･育児アドバイスを行うとともに養育環境を把握し、関係各課、関係機関と連携を図っている。

ワンストップで総合的な相談支援が提供可能な子育て世代包括支援センターは早期に設置すべきと考える。こども福祉課で実施している利用者支援事業のさらなる充実と一体的に取り組むことが効果的なので、**市直営でH29年度には設置したい**。子育て世帯に寄り添った総合的な相談支援とコーディネート機能の充実が図られると考える。

(再質問)開設予定場所はどこか。母親がリラックスし休養できる場の併設はできないか。

【小口健康福祉部長】国の考え方ではハード的なものではなく、センター機能を有することが重視されている。新庁舎ではこども福祉課と健康増進課が隣り合うので、その 2 つの課の中に子育て世代包括支援センターの機能を設置したい。

(再質問)この事業のモデルとしたフィンランドではネウボラとともに「育児パッケージ」と呼ばれる母親手当現物給付制度もある。導入できないか。

【小口健康福祉部長】子育て世代包括支援センターは H27 年度に始まった新しい制度なので、既に取り組んでいる 150 市町村の例を研究し、下野市に合ったものを考えたい。

《フィンランドの子育て支援》

ひとり親、再婚、事実婚等が増加し、家族の形が多様化、女性のほとんどがフルタイムで働いている。高齢化のスピードが比較的速いが、合計特殊出生率は約 1.8 を維持している。「社会全体が子どもの誕生を歓迎し、切れ目のない、包み込むような子育て支援を行っている結果」でもある。

ネウボラ （「アドバイスの場」という意味）

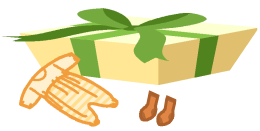
妊娠期から就学前までの子どもの健やかな成長･発達の支援はもちろん、母親、父親、きょうだい、家族全体の心身の健康サポートも目的とする。利用者データは 50 年間保存。

妊娠の予兆がある時点で、まずネウボラで健診を受ける。ネウボラはどの自治体にも有り、健診は無料。妊娠開館中は 6 ～ 11 回、出産後も子どもが小学校に入学するまで定期的に通い、保健師･助産師の専門家からアドバイスをもらう。母子の医療的なチェックだけではなく、個別に出産、育児、家庭に関する様々なことを相談でき、1 回の面談は 30 分～ 1 時間かけて丁寧に行う。担当制で、基本的には妊娠期から入学まで、同じ担当者(ネウボラおばさん)が継続的にサポートするので、信頼関係が築きやすく、問題の早期発見、予防、早期支援につながる。医療機関の窓口の役割もあり、出産入院のための病院指定、医療機関や専門家の紹介も行う。

育児パッケージ

出産に際し、フィンランド社会保険庁事務所から支給される母親手当の一つ。母親手当には、1 子に現金支給(140 ユーロ)または育児パッケージの 2 つの選択肢があり、ほとんどの家庭は育児パッケージを選択している。所得制限はないが、ネイボラや医療機関での妊婦健診受診が条件。

育児パッケージの中身：

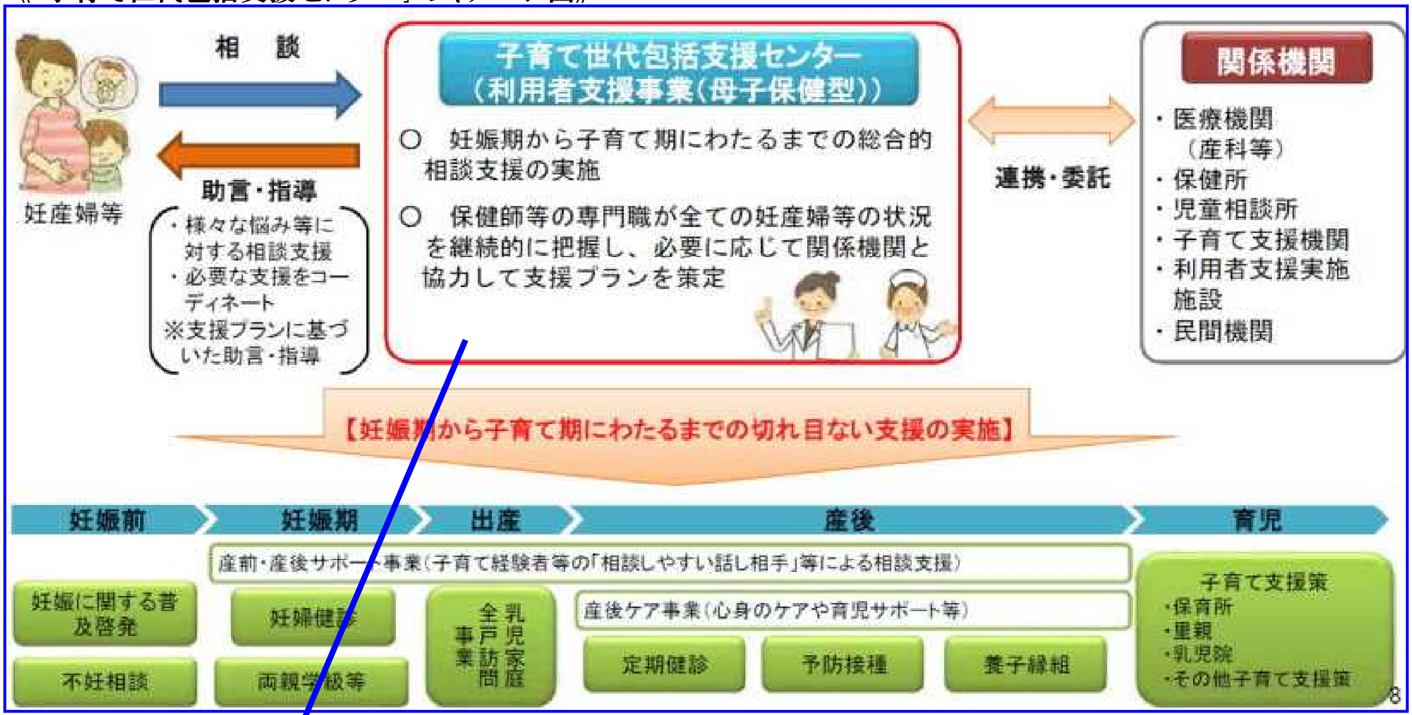


ベビーケアアイテム、ベビー服、親のためのアイテムなど約 50 点。

この箱そのものは赤ちゃんの最初のベッドとしても使え、箱のサイズに合わせたマットレスや羽毛布団、ベッドリネンが用意されている。育児パッケージは生まれてくる子ども全員への、社会からの分け隔てない祝福と歓迎のシンボル。

― フィンランド大使館 HP「フィンランドの子育て支援」から ―

《「子育て世代包括支援センター」のイメージ図》



― 内閣府 HP「地域子ども･子育て支援事業について」から抜粋 ―

「子育て世代包括支援センター」は利用者支援事業の一類型として位置付けられた。

《地域子ども･子育て支援事業》

子ども･子育て支援法に基づき市町村が実施する事業:必須記載事項	下野市が実施している事業内容
①**利用者支援事業**：教育･保育施設や子育て支援事業等の利用について情報収集し、利用相談、助言、関係機関との連絡調整を実施する。	窓口設置(H29 年度には「子育て世代包括支援センター」(母子保健型)開設か)
②**地域子育て支援拠点事業**：地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談を行う。	地域子育て支援センター 3 箇所(ゆうゆう館内、あおば保育園内、わかば保育園内)
③**妊婦健康診査**	14 回分補助(検査項目により 5 千～ 2 万円/回)
④**乳児家庭全戸訪問事業**	生後 4 か月までに全戸訪問(県助産師会に委託)
⑤**養育支援訪問事業**：保護者の養育を支援することが特に必要と判断される家庭に対して、保健師･助産師･保育士等が訪問し、相談支援、家事援助などを行う。 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	臨時保健師･臨時助産師、ヘルパー派遣(委託) 児童虐待を未然･再発防止に努める。
⑥**子育て短期支援事業**：ショートステイ、原則 7 日以内	乳児院 2 箇所、児童養護施設 2 箇所に委託
⑦**子育て援助活動支援事業**(ファミリー･サポート･センター事業)	ゆうゆう館内に事務所設置
⑧**一時預かり事業**：家庭で一時的に保育することが困難になった場合、一時的に幼稚園等で預かる。	13 園で実施
⑨**延長保育事業**	10 園で実施
⑩**病児保育事業**	病児対応型:済生会宇都宮病院で実施(委託) 病後児対応型:キッズプラネット､むつみ愛泉こども園､あおば保育園に委託 体調不良児対応型:あおば保育園､わかば保育園に委託
⑪**放課後児童健全育成事業**(放課後児童クラブ)	全小学校区で学童保育事業実施
⑫**実費徴収に係る補足給付を行う事業**：保護者の世帯所得に応じて必要な物品購入･参加費用等を助成する。	H28 年度予算計上
⑬**多様な主体の本制度参入を促進するための事業**：新規参入事業者への相談等事業、特別な支援を要する子どもを受け入れるための職員加配促進など。	障がい児や県補助対象とならない特別な支援を要する子の保育に対し補助金交付(認定こども園)

※下野市は「子育て応援 しもつけっ子プラン」(H27 年 3 月策定)に基づき事業を実施する。
上記の他に、子ども医療費助成、予防接種助成、育児ママ･パパリフレッシュ事業、子育て世帯外出支援事業等々を実施している。

手厚い給付がある自治体に人々は移動する。もはや、自治体間の子育て世代争奪競争のよう。モデルとしたフィンランドでは国策としてネウボラや育児パッケージ、子どもには誰もが保育園に入れる主体的権利の付与が。

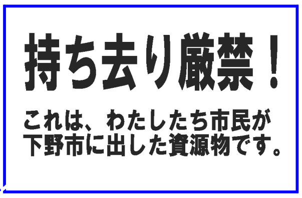
資源ごみ持ち去り対策として条例整備を

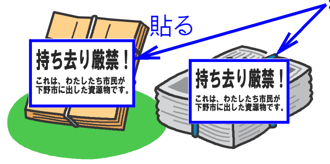
資源ごみ持ち去り事件が多発している。近年は、特に住宅密集地域において常態化している。3 年ほど前の総務常任委員会において、環境課は「持ち去り禁止条例制定を検討する」とのことであった。どう進んだのか。

環境課での「持ち去り禁止条例」制定はどのように検討されたのか。
市民の再資源化への努力と期待に応えるべく、悪質な持ち去り行為を禁止すべきである。早期に罰則規定を盛り込んだ「持ち去り禁止条例」の制定を求める。

【広瀬市長】 本市では資源ごみ収集日の毎週水曜日、月に3日間、職員 2 名態勢でごみステーションの巡回パトロールを行っている。H27 年度 2 月までに、市民からの資源ごみ持ち去り通報が 21 件、パトロール中に口頭注意したものが 5 件あった。うち 1 件は積み込み現場を確認したのでその場で荷下ろしさせた。

パトロール中や市ホームページでは、資源物持ち去り防止の意思表示のため市所有物を表示するステッカー貼付の協力をお願いし、PR している。が、持ち去り行為は依然無くならない。





市環境課で作成した貼付用ちらし。HPからﾀﾞｳﾝﾛｰﾄﾞできる。無論、手書きも可

近隣市町の状況では、宇都宮市、小山市などが「廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の中で、持ち去り禁止を規定し罰則も設けている。宇都宮市では条例制定後にこれまで 4 件の告発事例があり、うち 2 件は罰則を科している。

しかし、罰則を適用するまでには、口頭注意、警告書による警告、禁止命令書による命令の手続きを経てはじめて告発でき、また、常習性、悪質性を明確にしなければならず、持ち去り現場を何度も確認した上での手続きが必要など、相当の期間や手続きを要する。

持ち去り行為を防止するためには、条例により規制や罰則を定め、持ち去り行為が不当行為であることを市民に明確に示す点で一定の抑止効果は期待できる。取り締まりや立件までの実務上の負担は極めて大きいのが現実だが、「下野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の改正により、持ち去り行為が不当行為であることの規定を整備する。引き続きステーションの巡回パトロールを行い、市民にはステーションに出す場合の持ち去り厳禁の意思表示や集団回収、店頭回収などへの協力をお願いして、持ち去り防止対策に取り組む。

(再質問)罰則を盛り込んだ条例を制定したことをアピールすることが抑止力になる。どのように周知するのか。

【渡辺市民生活部長】 条例改正についてはこれから検討する。罰則規定を設けるには、検察庁との協議も必要になる。周知策も含め研究・検討する。

《資源ごみ持ち去り禁止条例とは》

資源物持ち去り禁止を規定している多くの自治体は、資源ごみ持ち去り禁止のみの条例制定ではなく、廃棄物処理に関する一般的な条例の中に持ち去り禁止規定を設けている。規定の仕方には 2 つのタイプがあるようだ。

①ステーションに排出された資源物の所有権が行政にあることを明確にして、持ち去り行為が窃盗罪の構成要件を充足させるようにしたもの。

②行政が指定した者以外がステーションからの資源物の回収を禁止し、命令に違反した場合は秩序罰としての過料を科すもの。刑罰として罰金を定めている例もある。

所有権の明確化と禁止命令の両方を規定している例もある。

― 参考：HP KK ダイナックス都市環境研究所「資源ごみ持ち去り問題と自治体の対応」から ―

条例には、市所有権の明確化、規制のタイプ(①、②、または双方のいずれか)、持ち去り禁止の対象範囲、場所の特定を盛り込む必要がある。そして、刑罰を科すためには検察・警察との協議も必要。

《参考》

科料： 軽微な犯罪に科する財産刑で、刑の秩序としては罰金より軽く少額。1,000 円以上 1 万円未満

罰金： 財産刑の一種。行為者から強制的に金銭を取り上げる刑罰。下限は 1 万円

科料･罰金は刑事訴訟手続による。

過料： 金銭を徴収する制裁の一つ。刑罰ではない。

非訟事件手続による。

「資源ごみ持ち去り禁止は、ホームレスや無職の人たちの生活の糧を脅かす」との意見もあるが、自動車で回収している現状は、営業活動のように思える。「下野市所有物」と表示しても持ち去れたり、集団回収時でも持ち去り被害が発生している。特に集団回収はそれによる収入への期待が大きい。規制は必要と思う。

それにしても、「検討する」と言ってから3年もの間何を検討していたのだろう?条例改正案が示されても良い頃ではないか。行政が及び腰なら、足利市のように議員提案でと考えていたが、やっと方針が明確になった。

早期に条例改正して、広く周知してほしい。

市長は「市は、自治会等で行う資源ごみの集団回収に対して補助金を交付して奨励している。また、民間事業所では店頭回収、新聞販売店では戸別回収を行っているので、これらを活用することにより、ごみステーションへ出される資源ごみ量が減り、持ち去り減少にもつながる。」とも言及した。行政が回収する量が減れば、経費節減になる。だが、補助金(H28年度予算320万円)は増大する。補助金がなければ集団回収は進まないものなのか?。

アスベスト飛散防止対策の強化を

アスベスト(石綿)は天然に産する繊維状ケイ酸塩化合物で、耐久性、耐熱性、耐薬品性、電気絶縁性に優れ、様々なものに使用されていた。しかし、アスベスト繊維を長期間大量に吸い込むと肺線維腫や肺がん、悪性中皮腫を発症するとされ、2006 年にはアスベストを 0.1 %を含む製品の集荷禁止、2012 年にはアスベスト含有製品の完全製造禁止となっている。

アスベスト粉塵は製造禁止以前に建築された建築物などの解体時に発生する。飛散防止対策の強化を求めた。

(1)アスベスト問題についての市民、事業者への情報提供が少ない。何にどのような形で使用されているのか、何に気をつけるべきか等、十分に理解されているとは言いがたい。提供する情報内容を充実されたい。

【広瀬市長】 アスベストによる健康被害が大きな社会問題となり、国は大気汚染防止法を改正して規制を強化した。アスベスト含有の特定建築材料が使用されている建築物の解体、改造、補修を行う場合は、届出や飛散防止対策が義務づけられた。

これらの建築物の解体等は、大気汚染防止法、労働安全衛生法、石綿障害予防規則、建築リサイクル法で規制され、全て国及び県が対応している。

市は市民からの問い合わせに対し、対応する関係機関を案内している。市民にアスベストに関する正確な情報を伝えることは重要なので、広報紙やホームページ等を活用して、市民・事業者への情報提供に努める。

(再質問)石橋庁舎旧議会棟はアスベスト建築材使用のため閉鎖されている。庁舎跡整備に伴う解体工事に際しての周辺住民への説明、周知はされるか。

【山中総務部長】 どのように説明するかは解体業者との協議の中で考え、市の責任において周知する。

(再質問)2006年以前に建築された一般家屋はアスベスト含有建材が使用されている可能性がある。解体・リフォームに際しての発注者(所有者)への情報提供はどのようにするのか。

【渡辺市民生活部長】 一般家屋の解体などに関しては、市民が混乱しないような適切な周知策を研究し、情報提供する。

「環境省では建築物の解体によるアスベストの排出量が2020年から2040年頃にピークを迎えると予測している。年間10万トン前後のアスベストが排出されると見込まれ、今後の解体にあたって建築物周辺の住民への健康への影響が懸念されている。」(https://ja.wikipedia.org 石綿 から引用)

《アスベストは何に使用されているのか?》

— 東京都環境局「アスベスト成形板対策マニュアル」(H27 年 1 月)から抜粋要約 —

アスベスト含有建材は、アスベストの質量が当該建築材料の質量の 0,1 %を超えるものをいう。吹付け材、保温材等、成形板等に分類することができる。アスベスト製品の 9 割は建材に使われた。

建材製品 :耐火壁、天井、間仕切り壁、外壁、ボイラー、煙突等

石綿工業製品 自動車のブレーキライニング・クラッチフェーシング、化学設備、産業機械、陸・海運設備、船舶、車両等

《成形板等の種類とアスベスト含有製品の製造・使用等》

成形品等の主な種類	主な用途	石綿含有物の規制等の状況
石綿含有ロックウール吸音天井板	天井の吸音	S62 頃製造中止
ビニル床タイル・シート	床	S63 年までに製造中止
パルプセメント板	内壁・天井・軒天	H16 年までに製造中止
スレート・木毛セメント積層板	屋根の下地、壁	H16 年石綿含有フレキシブル板の製造禁止
石綿セメント円筒	煙突、ケーブル保護管温泉送湯管、排水管	H16 年、法的に製造・使用等が禁止
押出成形セメント板	非耐力外壁、間仕切り壁	
住宅用屋根化粧スレート	屋根材の上に葺く化粧板	
繊維強化セメント板	屋根、外壁、内装、軒天、耐火間仕切り	
窯業系サイディング	外壁	
石綿含有仕上塗材(リシン吹付け材など)	外壁	H18 年法的に製造・使用等禁止

(2)建築物(公共・民間)解体時のアスベスト含有調査について、市はいかに把握し、関与するのか。
アスベストアナライザーを導入し、市民・事業者への貸し出しに供されたい。

【広瀬市長】 H18 年と H26 年に大気汚染防止法が改正された。改正点は

①特定粉じん排出等作業実施の届け出の対象拡大(規模要件が撤廃されて特定建築材料が使用されている建築物解体作業の全てが届け出の対象に)
②届け出義務者は発注者等
③受注者は特定建築材料の使用の有無の調査、調査結果の発注者への説明、並びに調査結果の掲示の義務づけ
④都道府県知事等による立ち入り検査等の対象拡大

などで、規制が強化された。

栃木県では届け出者の利便性と事業対象地周辺住民からの問い合わせに対して、市町村としても対応できるよう、届け出窓口を市町村としている。特定粉塵排出作業実施の届け出がなされた場合には、市職員も解体時に県の立ち入り検査に同行して状況把握を行っている。

立入検査実績 H26 年度 5 事業所の建築物 9 箇所、
H27 年度 2 事業所 建築物 8 箇所だった。

大気汚染防止法の規制対象とならないアスベスト含有成形板の取扱いにについては、労働安全衛生法及び石綿障害予防規則遵守の啓発や注意喚起などを市広報やホームページ等で広く市民に発信し、健康被害防止に努める。

アスベスト含有測定器については、調査業務は受注した者が負うことであり、機器は高価で運用も難しいので導入は難しい。

(3)アスベスト問題に全市的に取り組むため、「アスベスト飛散防止条例」を制定してはどうか。

【広瀬市長】アスベストに関しては前述した法律で規制されており、全て国及び県が対応している。市は新たな条例制定という方法ではなく、市民や事業者に対し積極的な情報提供を行い、健康被害の防止に努める。

下野市環境基本計画(H25年3月策定)には「(アスベスト対策の推進) アスベスト問題に対する情報提供など市民・事業者への周知、建築物の解体及び廃棄に際しての法令周知と遵守に努めていきます。」とある。

策定後3年が過ぎようとしている。何を周知したのだろうか? 行政カレンダーや市広報ではアスベスト含有物ごみの分別排出方法が示されている。しかし、アスベスト含有物は小型家電製品のみではない。

事業者ばかりではなく、市民も改築やリフォーム時にはアスベスト飛散防止を念頭に置かねばならない。

アスベスト繊維の直径は **0.02 ～ 0.35** ミクロン(1/1000 ミリ)と細く、見えにくい。飛散すると気づかぬ間に吸引してしまう。



←1990年に建築した我が家の屋根材にもアスベスト含有スレート材が使用されているかも・・・・?

■職員給料表、期末手当率引き上げ 市長等特別職・議員も期末手当率引き上げ

H27 年 8 月付けの人事院勧告に基づくもの(議員報酬については言及されていない)。 H27 年 4 月に遡及して施行

【改正点】 民間給与との格差を埋めるため。

(1)給料表:特に若年層に重点を置き平均 0.4 %引上げ

(2)期末手当

	現行支給月数	改正後支給月数
市長等、議会議員 任期付職員	3.1	**3.15**
一般職員	4.1	**4.2**
再任用職員	2.15	**2.2**

民間給与との格差を埋めるため、職員給料を上げることには賛成する。市長等特別職はほとんど休日無し状態。

しかし、議会活動が活性化するほどに会議日数は増えているが、議員は非常勤職。年間所得は500万円を超える。

労働者のかなりの割合が非正規雇用で、年間200～300万円の低所得にあえいでいる多くの人々が存在する状況を鑑みると、議員報酬期末手当の引き上げはとても受け入れられない。

さらに、議会活性化特別委員会では政務活動費支給を制度化する方針を決め、規定が準備できたら予算化をお願いすることになる。役職に就いていれば活動のありように拘わらず支給される議員報酬より、使途が明確になる政務活動費の方が有権者に対して説明責任が果たせるのではないか。今回提案の引き上げ分は政務活動費の財源の一部として確保しておいて欲しいと思う。

以上の理由から、討論をして議案には反対した。賛同者は磯辺議員のみだった。

額はわずかだが、引き上げ分が盛り込まれているH27年度補正予算とH28年度当初予算について、減額修正案を用意したが、残念ながら賛同者が得られず提出できなかった。結果的に、2つの予算案には賛成しなかった。

■工場等の新設・増設に奨励金制度創設

— 工場誘致条例の全部を改正 —

目的:産業振興と雇用機会拡大を図り、経済発展に資する。

奨励金交付対象:物品の製造・加工・修理工場等、情報サービス・物流・研究開発のために使用する施設。産業振興計画で積極的に誘致を進める業種。廃棄物関係施設は除く。市内に投下固定資産を有する者

【奨励金と交付要件】 市の指定する区域に設置する場合

投下固定資産 総 額	交付率等	各年度 限度額	常時雇用 従業員数
5 千万円以上 10 億円未満	固定資産税 の 1/2 以内 3 年間交付	1,000 万円	5 人以上
10 億円以上 100 億円未満		5,000 万円	
100 億円以上		1 億円	10 人以上

※指定業種の場合の補助率は 10/10 。指定区域外の場合は別に定めた。H28 年度予算に 1 社予定し、5000 万円を計上。

■工場等の緑地等面積も緩和

企業の積極的な設備投資や企業立地を促進し、市内経済の活性化と安定した雇用の創出を図る。

4 区域ごとに緑地面積率 5/100 ～ 20/100 、環境施設面積率を 10/100 ～ 25/100 とした。市独自に設定し条例制定したことにより、県が定めている割合を緩和したことになる。

環境施設:噴水・水流等の修景施設、屋外運動場、広場等

■ H27 年度一般会計補正予算(第 6 号) :追加議案

国の補正予算に伴い、2 億 9591 万円の増額補正。

このうち 1 億 9479 万円は情報セキュリティ強化対策事業に充てる。国の要請だが、国庫補助はわずか 975 万円。

【事業内容】①個人番号利用業務端末二要素認証導入、②個人番号利用業務端末情報持出不可設定(住民情報流出防止)、③内部事務用ネットワークとインターネット接続用ネットワークの分割、④インターネット接続システム構築(インターネット接続系端末を仮想化)、⑤インターネット接続用システムセキュリティ対策、⑥内部事務用業務端末二要素認証導入

【行動記録】　太字は議員としての公的活動

12/19 ～ 1/7　議会だより原稿執筆
12/24～1/12　議会報告 No41 編集・印刷作業

【1月】

8　**賀詞交換会／議会だより編集委員会**
10　**成人式参列**（南河内公民館）
11　**天平のマラソン大会開会式**
13　**議会運営委員会／新庁舎視察**／ＫＫ誠和視察
17　自治会班会
20　**議会だより編集委員会**
21　県Ｖ連・市Ｖ連共催講演会「日本の子ども、ミンダナオの子ども　活きる力ってなんだろう？」松居　友氏
23　教育のつどい／「社会的養護を考えるシンポジウム」草間吉夫氏（宇都宮市）
24　下野市九条の会
27　生活学校やよい会
28　**議会だより編集委員会**（正副委員長最終校正）
29 ～ 30　市川房枝記念会政治参画フォーラム「2016 日本経済と地方財政―自治・分権時代の自治体議会・議員の役割―」三木由希子氏、町田俊彦氏、鹿嶋 敬氏、菅原敏夫氏（東京）
30 ～ 31　全国自治体議員行財政自主研究会「2016 年度予算」菅原敏夫氏（H27 年度世話人、東京）

【2月～3月】

6　**下野市議会主催市民公開学習会「人口減少時代の地域づくりの視点」岡本 保氏**
7　村尾議会報告＆意見交換会
9　生活学校やよい会例会
10　自殺予防対策講演会「生きづらさを抱える若者への支援」田中ひな子氏（小山市）
11　**教育福祉常任委員会**
13　**市総合防災訓練参観**／市川房枝記念会戦後 70 年連続講座「日本の民主主義はどこに行く？戦後思想史の水脈から」宇野重規氏（東京）
16　**議会活性化特別委員会／議会運営委員会／議員全員協議会**
17　**議会だより編集委員会**
19 ～ 20　帰省（日立市）
20　ウイメンズハウス設立 20 周年記念式典（宇都宮市）
21　下野市の救急医療を考える講演会「かかりつけ医はなぜ必要か」鶴岡優子氏・「自分が変わると地域が変わり、地域が変わると医療が変わる」藤本春枝氏
23 ～ 3/15　**市議会第1回定例会**

本会議　23、24、25、26、29、3/15
25 日　**議会運営委員会／地方創生推進特別委員会**
26 日　**村尾一般質問**
29 日　**議会活性化特別委員会**
3/1,2 日　総務常任委員会傍聴
3、4 日　**教育福祉常任委員会**
7、8 日　経済建設常任委員会傍聴
11　日　**議会運営委員会／議員全員協議会／議会活性化特別委員会**
15 日　**議会だより編集委員会**

2/27　教育相談研修会／カウンセリング講座「内観療法」清水康弘氏（宇都宮市）
28　シンポジウム「震災とアスベスト　見えない危険をどう伝えるのか?　教育とリスクコミュニケーションをめぐって」（東京）
3/5　市民活動補助事業報告会／ひと・まちづくり講演会「一人ひとりが主役のまちづくり」石井大一朗氏
6　下野薬師寺跡史跡まつり・発掘説明会
10　**南河内第二中学校卒業式参列**
12　市川房枝記念会戦後 70 年連続講座「女性と人権」辻村みよ子氏（東京）
13　在宅ケアネットワーク・栃木シンポジウム「2035 年の地域包括ケア～在宅ケアのかたち～」（於 自治医大）
18　**吉田西小学校卒業式参列**
19　しもつけ環境フェアー
20　**むつみ愛泉こども園卒園式参列**／下野市九条の会
21　自然に親しむ会観察会「地蔵山」
24　**認定こども園第二薬師寺幼稚園・ふたば保育園竣工式**
26　**市制施行10周年記念式典／ドイツ姉妹都市訪問団歓迎パーティー**
27　ひばりクリニック・認定 NPO 法人うりずん新築内覧会（宇都宮市）
31　市Ｖ連執行部会



3/17 ～ 27　議会だより原稿執筆
3/21 ～ 4/13　議会報告 No42 編集・印刷作業



思川上流に南摩ダムをつくり、県南市町の水道水の水源に思川の水を使う開発計画があります。県の計画ではこの地域の水道水源の **35** ％を表流水に変えるとのことです。計画が実現すると、水質が悪化して味が落ち、水道料金も高くなる懸念があります。

栃木市、下野市はどちらも水道水源は地下水 **100** ％ですが、ともに県を通してこの計画に参加する方針を明らかにしています。思川開発事業にはどんな問題があるのか、聴いてみませんか。

問合わせ先：猿山弘子さん　TEL0282-23-1087

緊急！市民集会　参加無料

「思川開発事業と栃木市の水道水」

2016年4月30日(土)　13:30～16:00
場所　　栃木市文化会館　大会議室

【報告】 **1.**思川開発事業は本当に必要なのか
2.栃木県南市町の水事情
3.思川開発事業が栃木市水道水に与える影響と経費試算
4.思川の治水問題と渡良瀬遊水地

《主催》思川開発事業と栃木市の水道水を考える会